

香川県コンベンション誘致対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 香川県コンベンション誘致対策事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、香川県補助金等交付規則（平成15年香川県規則第28号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 県は、県内で開催されるコンベンションの誘致を促進することにより、本県のイメージアップ、観光産業の振興及び地域の活性化を図るため、コンベンションを開催する者（以下「開催者」という。）が要する経費の内、知事の認める事業費について、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(定義)

第3条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ各号に定めるところによる。

- (1) コンベンションとは、全国規模の国内大会、国内学会及び国際会議をいう。
- (2) 国内大会とは、会議、集会、スポーツ大会等をいう。
- (3) 国内学会とは、学者により構成され、学術研究の向上発展を図ることを目的とする団体が主体となって開催する学術研究の発表又は討論のための学会、集会又はこれに準ずるものをいう。
- (4) 国際会議とは、学者又は専門的知識を有する者によって構成され、学術、文化、技術等の向上発展を図ることを目的とする団体が主体となって開催する学術、文化、技術等の研究の発表又は討論のための国際的な会議又はこれに準ずるもので、日本を含めて3ヶ国以上から50名以上の参加があるものをいう。
- (5) エクスカーションとは、大会等の主催者が計画し、県内において実施する視察旅行をいう。

(交付の対象)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げる事業とする。

- (1) 国内大会及び国内学会においては、以下のすべてに該当するもの。
 - ア 国内大会は参加者が1,000人以上のもの、国内学会は参加者が300人以上のもの。
 - イ 参加者のうち県外参加者の占める割合が50%以上のもの。
 - ウ 開催日数が2日以上のもの。（開催日数には、エクスカーションを含める。）
 - エ 香川県を含み30都道府県以上からの参加があるもの。
 - オ 開催日の属する年度前2年度間においてこの要綱の規定による補助金の交付を受けていないもの。
- (2) 国際会議においては、以下のすべてに該当するもの。
 - ア 日本を含めて3カ国以上から50名以上の参加があるもの。

イ 参加者のうち海外参加者の占める割合が20%以上のもの。

ウ その他知事が適当と認めたもの。

2 前項第一号及び第二号の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものについては、補助金の交付の対象としないものとする。

(1) 宗教活動又は政治活動を目的とするもの。

(2) 専ら営利又は福利厚生を目的とするもの。

(3) 国又は県が主催し、又は県が補助金等の交付をするもの。(ただし、国又は県が他団体と共催する事業であり、かつ財政支出を伴わないものを除く。)

(4) その他知事が不適当と認めたもの。

(補助金額算定基準)

第5条 補助金の額は、別表で算定される金額以内とする。ただし、知事がこの要綱第2条に規定する目的を果たすため特に効果があると認めた補助事業については、別に定めることができる。

(交付の申請)

第6条 開催者で補助金の交付の申請をしようとする者(以下「申請者」という。)は、補助事業の開催の2週間前までに、香川県コンベンション誘致対策事業補助金交付申請書(第1号様式)を知事に提出しなければならない。

(交付の決定)

第7条 知事は、前条の交付申請があったときは、その申請の内容を調査し、補助金を交付すべきものと認めたときは交付を決定し、その内容を申請者に通知するものとする。

2 知事は、前項の場合において、補助金の適正な交付を行うため必要があるときは、その交付の申請に係る事項に修正を加えることができる。

(補助事業の変更等)

第8条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助対象者」という。)は、補助事業の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ香川県コンベンション誘致対策事業変更承認申請書(第2号様式)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じて交付決定の内容を変更し、又は条件を付すことがある。なお、交付金額については、当初の交付金額を上回ることはできない。

3 補助対象者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは速やかに知事に届けなければならない。

(実績報告)

第9条 補助対象者は、補助事業を完了したときは、その日から起算して20日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、香川県コンベンション誘致対策事業実績報告書(第3号様式)を知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第10条 知事は、前条の報告を受けた場合には、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、その内容を補助対象者に通知するものとする。

2 補助対象者は、前項の通知を受けたときは、速やかに請求書に知事が必要と認める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

3 補助金の支払いは、精算払いとする。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表

項目	基本助成額	参加者別助成額
国内大会 及び 国内学会	—	県外参加者の総数に300円を乗じた額 (90万円を限度)
国際会議	30万円	海外参加者の総数に10,000円を乗じた額
	エクスカージョン助成を含め500万円を限度	
エクスカージョン	—	エクスカージョンに参加した県外参加者の総数 に500円を乗じた額 (10万円を限度)

- (1) 国際会議の補助金の額は、基本助成額・参加者数別助成額の合計とする。
- (2) 補助金算定額に千円未満の金額が生ずるときは、切り捨てるものとする。
- (3) (1)、(2)で算定した額にかかわらず、補助金の額は、知事の認める事業費の25%以内とする。
- (4) 知事の認める事業費とは、人件費(専任スタッフ・臨時要員等)、謝礼金、招待者等旅費、印刷製本費、通信費、会場費、会場設営費、会議費(事前打ち合わせ等会議費、懇親会、アトラクション経費等)、エクスカージョン実施経費をいう。